

# I 教育課程及び履修等

## I 本学の教育理念

### (1) 建学の理念・目的

「幅広い教養と豊かな人間性を備え、高度な知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育・研究の成果を地域に還元し、もって、県民の健康と福祉の向上に寄与する」ことを建学の理念・目的としています。

### (2) 学科の教育理念

#### 看護学科

看護学科は「信頼」「創造」「変革」に価値を置き、看護学と社会の発展に寄与する専門職を育成します。

**信頼** 人間を尊重し、誠実さと思いやりの心を持ち相互に信頼できる人間関係を作れる人

**創造** 自ら学び考えて行動し、豊かな知と技に基づく看護、そして地域や社会を創造する人

**変革** 持続可能な社会を目指し、つねに新しい課題に挑戦して看護や社会を変革しようとする人

#### 理学療法学科

理学療法士が必要とされる分野が医療の現場のみならず、保健・福祉やスポーツの領域まで拡大してきていることから、こうした幅広い対象者に適切に対応できる高度な知識や技術に精通した専門職を育成することを理念とし、豊かな人間性と科学的思考力、倫理的判断力と専門的技術力を育成し、多様な社会のニーズに対応できる高度な知識技術を習得することができるように専門教育を行います。

#### 作業療法学科

専門職としての理念に根差した高度な専門技術を持ち、病院や施設や地域のなかで活躍できる人材を育成することを理念として、豊かな人間性と科学的思考力、倫理的判断力と専門的技術力を育成し、多様な社会のニーズに対応できる高度な知識技術を習得することができるように専門教育を行います。

### (3) 特色

本学は、保健医療学部の1学部に看護学科、理学療法学科、作業療法学科の3学科を開設しています。保健医療に携わるこれらの学科の職種の特徴について相互に理解を深め、メンバーシップを養い、将来の保健医療・福祉の実践の場でチームの一員として自分の役割を果たせる人材を育成できるように、総合基礎教育科目群及び専門基礎科目群については共通で学ぶ科目を設けています。

## 2 設置学部・学科

1学部、3学科で構成されています。

学 部	学 科	入学定員	3年次編入定員	収容定員
保健医療学部	看護学科	63名	4名	260名
	理学療法学科	20名	-	80名
	作業療法学科	20名	-	80名
	計	103名	4名	420名

## 3 教育課程

### (1) 教育目標

1. 社会や人間の尊厳を理解し、人々と共感し適切に対応できる人間性豊かな人材の育成
2. 科学的知識に裏付けられた高度な専門的技術と倫理的判断力を有する人材の育成
3. 多様な保健医療専門職の役割を理解し、チーム医療に必要な諸能力を備え、実践できる人材の育成
4. 絶えざる向上意欲と自ら研究する姿勢を身につけ、課題の究明に創造的に取り組む人材の育成
5. 国際的視野を持ち活躍できる人材の育成
6. 地域の保健医療の水準の向上に貢献できる人材の育成

### (2) ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

ディプロマ・ポリシーとは、本学の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針です。卒業時の学生の学修成果の目標となるものです。

#### 看護学科

看護学科の教育理念に基づき、所定の単位を修得し、次の能力を身につけた学生に学士（看護学）の学位を授与する。

1. 看護の対象となる人々に関心を寄せ、誠実さと思いやりの態度を身につけ、自己の看護観を表現できる（看護観）
2. 人間の尊厳を理解し、倫理観に基づき責任ある行動がとれる（倫理）
3. 根拠に基づいた看護実践能力の基礎を身につけている（知識・技術）
4. 保健医療福祉チームや地元住民など、多様な人々と連携・協働する基礎能力を身につけている（協働）
5. 地域の保健医療福祉に関心をもち、看護専門職として人々の健康や生活を向上する意欲をもつ（地元創成）
6. 国内外の文化を理解し、多様な観点から健康や生活を考察できる（多様性・柔軟性）
7. 知的好奇心を持ち、継続的にものごとに取り組み、看護専門職として向上する意欲がある（研鑽）

### 理学療法学科

理学療法学科の教育理念に基づき、所定の単位を修得し、次の能力を身につけた学生に学士（理学療法学）の学位を授与する。

1. 人の尊厳と多様な価値観を理解し、高い倫理観をもって健康を支援していく能力を有している。
2. 理学療法士として必要な専門的知識と技術を修得し、人の身体機能上の問題に対して、根拠に基づく論理的思考をもって解決する能力を有している。
3. 人を支援する専門職の一員として自己の責任を自覚し、多職種間の信頼関係を構築し、協働する能力を有している。
4. 国際的な広い視野から問題を捉え、解決する意欲と能力を有している。
5. 知識と技術の向上のために、自ら学び、鍛錬する意欲と能力を有している。
6. 医学の進歩と社会システムの複雑化を見据え、自己の専門性を発揮して地域社会に貢献する意欲と能力を有している。

### 作業療法学科

本学学則所定の作業療法学科教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたと判断できる以下の学生に学士（作業療法学）の学位を授与する。

1. 対象者をはじめ協働する職種と良好な人間関係を構築することができる人間性豊かなコミュニケーション能力を有し、専門職として責任のある行動ができる。
2. 人間を身体的・精神的・社会的側面から総合的に理解する専門的な思考法を身に付け、作業療法を医療機関や福祉施設のみならず、対象者が生活する地域の中で実践できる。
3. 対象者の心身機能・活動・参加という生活機能全体を、対象者を取り巻く環境にも目を向けながら、科学的・創造的に思考し探求できる。
4. 多様な価値観や国際化につながる視野を有する専門職として、他の専門職および関わる人々と連携しながら保健・医療・福祉の向上に寄与できる。
5. 卒業後、対象者の生活を総合的に支える人材として活動できる。

### (3) カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）とカリキュラムマップ

カリキュラム・ポリシーとは、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するのかを定める基本的な方針です。

### 看護学科

看護学科ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のようなカリキュラム編成とする。

1. 多様な知識、多様な文化や価値観を理解するため、「基礎演習」「自然と人間」「社会と文化」「語学」「学際」から構成する総合基礎教育科目を設置する。「基礎演習」は大学生としての学びの基盤形成を目指し、アカデミックリテラシー（必修）、情報科学・情報リテラシー（必修）、問題解決思考（選択）の3科目を置く。「自然と人間」「社会と文化」「語学」には知的好奇心に基づく選択ができる科目を置く。「学際」には、地元創成に資するため、地元（やまがた）探究（必修）を置く。

2. 専門科目の基盤として必要な人間のこころと身体の機能・構造、保健医療福祉制度等の社会の仕組みを理解する科目を専門基礎科目に設置する。とくに、倫理観に基づく行動に資する生命医療倫理学、連携・協働に資する保健医療論、チーム医療論を必修科目として置く。また、全ての学生が生殖遺伝学、基礎保健学、保健統計学を必修で学ぶ。
3. 看護を実践するための基本となる能力、看護ケアの展開能力を修得する科目を「看護の基盤科目群」「性と成育の看護科目群」「病と加齢の看護科目群」「メンタルとコミュニティヘルスの看護科目群」として設置する。各科目群に看護学の専門領域別の科目を配置し、それを効果的に修得するために概論、方法論等と実習を配置する。
4. 看護実践の中で研鑽する能力を修得する科目として、看護の発展科目群を設置する。そのうち、必修科目で構成される発展看護では、看護を統合的に捉える科目や研究に資する科目を置く。選択科目で構成される看護特論では、多様性や地元創成に資する科目を配置する。
5. 看護師、保健師、助産師それぞれの専門性と、相互の連携協働に関する必修科目を2年次と3年次に配置する。  
保健師教育、助産師教育はいずれかの選択制とし、保健師選択または助産師選択科目を3年次以降に配置する。

#### <学修方法>

基礎的実践能力と応用力が修得できるよう講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる。

講義では、豊かな人間性と学力の形成を図る能力や専門に関する基礎的知識を修得する。

演習では、講義で学んだ知識を基盤にしたロールプレイやシミュレーション教育等により、実践的で専門性の高い技術を修得する。実習では、ライフステージや多様な場に対応できる、知識、技術、態度といった実践能力を修得する。

体系的な学修を推進するとともに対象者の安全と権利を守るため、一部の実習を、あらかじめ修得すべき科目の単位を修得していないと履修できない先修条件指定科目に指定する。また、進級制により、体系的で順序性のある効果的な履修を促す。

#### <学修成果の評価>

学習成果は、シラバスで設定されている到達目標の達成度を、成績評価の基準・方法に基づいて総合的に評価する。

#### <カリキュラムマップ>

<https://www.yachts.ac.jp/faculty/ns/media-download/1671/1af0ab0f190dff06/>

### 理学療法学科

理学療法学科ディプロマ・ポリシーに基づき、以下のようなカリキュラム編成をする。

1. 人間、生命・健康、社会・環境、文化・コミュニケーションへの理解を深めるため、総合基礎教育科目を設ける。

2. 専門科目の基盤として人体の構造、機能、病態を理解する科目と、障がいや社会福祉を理解し、多職種間で協働する能力を養う科目を、専門基礎科目に設ける。
3. 理学療法の臨床および研究活動に必要な知識、技術、問題解決能力を修得するため専門科目を設ける。
4. 高度で専門的な内容に段階的に進めるよう、総合基礎教育科目・専門基礎科目・専門科目の履修順序を体系的に編成する。
5. 学生の主体的な学習を促すために、講義、実技、演習、ゼミナール等の組み合わせを工夫し、科目に適した授業を編成する。
6. 国際的な視野から理学療法を捉える能力を身につけるため、英語文献や英文記述を多用する。

#### <学修方法>

基礎的実践能力と応用力が修得できるよう講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる。講義では、豊かな人間性と学力の形成を図る能力や専門に関する基礎的知識を修得する。演習では、講義で学んだ知識を基盤にしたロールプレイやシミュレーション教育等により、実践的で専門性の高い技術を修得する。実習では、ライフステージや多様な場に対応できる、知識、技術、態度といった実践能力を修得する。体系的な学修を推進するとともに対象者の安全と権利を守るため、一部の実習を、あらかじめ修得すべき科目の単位を修得していないと履修できない先修条件指定科目に指定する。また、進級制により、体系的で順序性のある効果的な履修を促す。

#### <学修成果の評価>

学習成果は、シラバスで設定されている到達目標の達成度を、成績評価の基準・方法に基づいて総合的に評価する。

#### <カリキュラムマップ>

<https://www.yachts.ac.jp/faculty/pt/media-download/1830/77a5ae57dae44173/>

#### 作業療法学科

作業療法学科では、様々な対象者に対して、多様なアプローチを用いた支援を行うことができる優れた作業療法士を養成するためにカリキュラムを構成する。

1. 作業療法の実践に必要な豊かな人間性と倫理性、基盤となる資質や能力を身につけるために、総合基礎教育科目を設ける。
2. 作業療法学を自ら探求する動機づけと継続的に学習する基盤づくりのために、専門基礎科目を設ける。
3. 作業療法の基本的な思考・知識・技術・態度を修得するために、専門科目を設ける。
4. 3年次まで教育課程で学んだ知識、技能、態度と作業療法過程を、実習施設において指導者による指導を受けながら作業療法の実践を行い、実践に適合した知識、技能、態度の統合を達成できるようにするために、臨床実習を設ける。

5. 主体的に科学的・創造的探求ができる能力を身につけるため、卒業研究を配置する。
6. 保健・医療・福祉などの各領域と連携、協働するための能力を身につけるために、チーム医療論等を設ける。
7. 国際化につながる視野を広げ、海外での作業療法の実践に道をひらけるように、世界作業療法士連盟の認定校の基準を満たす教育課程を編成する。

#### <学修方法>

基礎的实践能力と応用力が修得できるよう講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる。講義では、豊かな人間性と学力の形成を図る能力や専門に関する基礎的知識を修得する。演習では、講義で学んだ知識を基盤にしたロールプレイやシミュレーション教育等により、実践的で専門性の高い技術を修得する。実習では、ライフステージや多様な場に対応できる、知識、技術、態度といった実践能力を修得する。体系的な学修を推進するとともに対象者の安全と権利を守るため、一部の実習を、あらかじめ修得すべき科目の単位を修得していないと履修できない先修条件指定科目に指定する。また、進級制により、体系的で順序性のある効果的な履修を促す。

#### <学修成果の評価>

習成果は、シラバスで設定されている到達目標の達成度を、成績評価の基準・方法に基づいて総合的に評価する。

#### <カリキュラムマップ>

<https://www.yachts.ac.jp/faculty/ot/media-download/2032/0a1468712632cc12/>

## 4 授業科目

授業科目は、総合基礎教育科目と専門教育科目で構成されています。教授内容により、講義、演習、実習・実技のいずれかの方法、またはいくつかの方法を組み合わせで行います。また、授業科目には必修科目と選択科目があります。原則、対面で授業を行います。ただし、科目の特性によっては、オンラインで行います。オンラインでも学習できるよう、パソコンやタブレット、通信環境といった必要な学習環境を整えておきましょう。

授業科目は、体系的に学べるように配置しています。自分の興味や進路等を踏まえ、計画的に履修し、所定の単位を修得してください。

### (1) 総合基礎教育科目と専門教育科目

総合基礎教育科目は、幅広い教養と豊かな人間性を涵養するための科目です。多くの科目において、3学科が共通で学ぶことができます。保健医療職の基盤となる全人的な人間の理解とその人間を取り巻く社会への理解を深めてください。

専門基礎教育科目は、専門職に必要な理論、技術を学ぶ科目です。専門教育科目群は、専門科目の基盤となる専門基礎科目群と、専門科目群で構成されています。

専門教育科目群の専門基礎科目は、3学科共通の科目を多く配置し、職種を異にする各学科の学生がお互いの職種を理解し、保健・医療・福祉の場で、互いに連携、協働していく基盤を培います。3学年では、「チーム医療論」を3学科共通の必修科目としています。

専門教育科目群の専門科目は、科学的知識、基本技術、問題解決能力等を、講義、演習、実習をとおして学ぶ科目で編成されています。

看護学科では、看護の基盤科目群、性と成育の看護科目群、病と加齢の看護科目群、メンタルとコミュニティヘルスの看護科目群、看護の発展科目群が系統立てて配置されています。

理学療法学科と作業療法学科では、疾病が日常生活に及ぼす影響に着目し、運動器障がい、神経障がい、精神障がい、発達障がいなどの様々な障がいに関する基礎知識や技術の学修をした上で、理学療法、作業療法の各論を学ぶように各科目が配置されています。

## (2) 必修科目と選択科目

必修科目は、卒業要件として、必ず履修しなければならない科目です。

選択科目は、履修するかしないかを選択することができる科目です。卒業要件として、総合基礎教育科目、専門教育科目の中から、履修しなければならない単位が決められています。不足のないように確認して、履修してください。授業は、事前学習と事後学習が必要です。十分な学修時間を確保するために、むやみに選択科目を履修することはおすすめしていません。選択する授業科目を精選し、授業内容を深く身につけてください。選択科目は、標準履修時期を定めています。標準履修時期に、在籍する学年または、それより下の学年となっている科目を選択できます。標準履修時期に履修しないと、必修科目と時間割が重複して履修できなくなります。

## 5 履修

### (1) 学年、学期及び休業

学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。

学期は、2学期制となっており、前期と後期に分かれます。

① 前期 4月1日から9月30日まで

② 後期 10月1日から翌年の3月31日まで

※ ただし、前期の終了時期及び後期の開始時期は、変わる場合があります。

授業を行わない日（休業日）は次のとおりですが、臨時に休業日を設けたり、休業日に授業を行ったりする場合があります。

① 日曜日、土曜日及び祝日

② 春季休業、夏季休業及び冬季休業（具体的な期間は学年の始めに掲示します。）

### (2) 授業時間

授業時間は次のとおりです。

土曜日や日曜日などの休日に集中講義で行う場合もあります。

授 業 時 限	授 業 時 間
1 時 限 目	8：50～10：20(90分)
2 時 限 目	10：30～12：00(90分)
3 時 限 目	13：00～14：30(90分)
4 時 限 目	14：40～16：10(90分)
5 時 限 目	16：20～17：50(90分)

### (3) シラバス

シラバスは、授業の概要、到達目標、学習内容、成績評価方法及び成績評価基準などを示した授業計画です。選択科目の履修登録や、履修する科目の学修に活用してください。

### (4) 単位

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とします。授業の方法に応じ、次の基準によって計算されています。

- ・講義、演習 15時間から30時間までの範囲の授業時間をもって1単位
- ・実習又は実技 30時間から45時間までの範囲の授業時間をもって1単位

なお、単位の計算においては、45分で「1時間」として計算しています。1単位30時間の授業は、1回90分（2時間として計算）の授業を年間で15回行う授業となります。

1単位の時間数は、教室内における授業時間と事前・事後学習時間をあわせた時間です。シラバスに記載している事前学習、事後学習を必ず行ってください。

所定の手続きで履修する科目の登録を行い、授業に出席し、事前・事後学習を行い、担当教員が科目の到達目標に達成できたと判断すると、合格と判定し、単位が与えられます。

### (5) 履修登録

履修する科目は、年度始めの定められた期日までに、UNIPA（教務事務システム）で各自、履修登録を行ってください。選択科目の履修にあたっては、卒業に必要な単位数、開講年次、授業時間割等を参考にし、各自で計画を立てて、誤りのないよう届出を行ってください。わからないことがあれば学科の教員に必ず確認してください。履修登録をしないと、科目を履修し単位を修得することはできません。

単位修得済みの科目は、履修登録することができません。

### (6) 再履修

履修登録した科目が不合格となり単位を修得できなかった場合は次年次以降に再履修することとなります。再履修する場合は、所定の期日までに改めて履修登録を行ってください。

(7) 履修学生数制限科目

履修の十全を期すために、履修学生数を制限することがあります。現在設定されている科目及び制限する学生数は下表のとおりです。

履修学生数制限科目の履修を希望する学生が、履修学生数を超えた場合は、履修資格試験を実施します。

学科名：看護学科

【平成24年度から令和3年度入学生まで】

履修学生数制限科目名	履修学生数
妊娠期助産方法論	10人
分娩期助産方法論	10人
産褥期助産方法論	10人
地域母子保健	10人
助産管理	10人
妊娠期助産実習	10人
分娩期助産実習	10人
分娩産褥期助産実習	10人

学科名：看護学科

【令和4年度以降入学生】

履修学生数制限科目名	履修学生数
周産期生活支援学	10人
分娩期助産診断技術学	10人
産褥期助産診断技術学	10人
ハイリスク周産期	10人
助産システム論	10人
周産期生活支援実習	10人
助産学実習	10人

(8) 先修条件指定科目

体系的に学修するために、先修条件指定科目を定めています。先修条件指定科目を履修するためには、あらかじめ修得しておかなければならない科目の単位を全て修得しておかなければなりません。

看護学科 【平成24年度から令和3年度入学生まで】

先修条件指定科目名	あらかじめ修得しておかなければならない科目の名称
老年看護学実習 I	老年看護学概論
小児看護学実習 I	小児看護学概論
成人急性期看護学実習 成人慢性期看護学実習 老年看護学実習 II 精神看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 II 在宅訪問看護実習 在宅看護連携実習	看護学概論、基礎看護方法論 I、基礎看護方法論 II、看護倫理、看護理論、看護過程論、看護人間関係論、ヘルスアセスメント論、家族看護学、基礎看護学実習 I、基礎看護学実習 II、成人看護学概論、成人急性期看護方法論 I、成人慢性期看護方法論 I、成人急性期看護方法論 II、成人慢性期看護方法論 II、老年看護方法論、老年看護学実習 I、精神看護学概論、精神看護方法論、母性看護学概論、母性看護方法論 I、母性看護方法論 II、小児看護方法論、小児看護学実習 I、在宅看護概論、在宅看護方法論 I、在宅看護方法論 II
妊娠期助産実習	看護学概論、基礎看護方法論 I、基礎看護方法論 II、看護倫理、看護理論、看護過程論、看護人間関係論、ヘルスアセスメント論、家族看護学、基礎看護学実習 I、基礎看護学実習 II、成人看護学概論、成人急性期看護方法論 I、成人慢性期看護方法論 I、成人急性期看護方法論 II、成人慢性期看護方法論 II、老年看護方法論、老年看護学実習 I、精神看護学概論、精神看護方法論、母性看護学概論、母性看護方法論 I、母性看護方法論 II、小児看護方法論、小児看護学実習 I、在宅看護概論、在宅看護方法論 I、在宅看護方法論 II、基礎助産、性と生殖、性と生殖の看護、妊娠期助産方法論

看護学科 【令和4年度以降入学生】

先修条件指定科目名	あらかじめ修得しておかなければならない科目の名称
高齢者生活探究実習	老年看護学概論
精神保健学実習	精神看護学概論
小児看護学実習Ⅰ	小児看護学概論
急性期看護学実習 慢性看護学実習 老年看護学実習 精神看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習Ⅱ 訪問看護実習 地域包括支援実習	看護学概論、基礎看護技術論Ⅰ（生活の援助技術）、基礎看護技術論Ⅱ（診療の援助技術）、看護倫理、看護理論、看護過程論、看護人間関係論、フィジカルアセスメント論、家族看護学、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、急性期看護方法論Ⅰ、慢性看護方法論Ⅰ、急性期看護方法論Ⅱ、慢性看護方法論Ⅱ、老年看護方法論、高齢者生活探究実習、精神看護学概論、精神看護方法論Ⅰ、精神看護方法論Ⅱ、精神保健学実習、母性看護学概論、妊娠分娩期看護方法論、産褥新生児期看護方法論、小児看護方法論、小児看護学実習Ⅰ、在宅看護概論、在宅看護方法論Ⅰ、在宅看護方法論Ⅱ
周産期生活支援実習	看護学概論、基礎看護技術論Ⅰ（生活の援助技術）、基礎看護技術論Ⅱ（診療の援助技術）、看護倫理、看護理論、看護過程論、看護人間関係論、フィジカルアセスメント論、家族看護学、基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ、成人看護学概論、急性期看護方法論Ⅰ、慢性看護方法論Ⅰ、急性期看護方法論Ⅱ、慢性看護方法論Ⅱ、老年看護方法論、高齢者生活探究実習、精神看護学概論、精神看護方法論Ⅰ、精神看護方法論Ⅱ、精神保健学実習、母性看護学概論、妊娠分娩期看護方法論、産褥新生児期看護方法論、小児看護方法論、小児看護学実習Ⅰ、在宅看護概論、在宅看護方法論Ⅰ、在宅看護方法論Ⅱ、助産プロフェSSIONナリズム、生殖遺伝学、リプロダクティブヘルスケア、周産期生活支援学

理学療法学科 【令和2年度以降入学生】

先修条件指定科目名	あらかじめ修得しておかなければならない科目の名称
臨床実習Ⅲ	理学療法評価学Ⅱ、筋骨格系理学療法Ⅱ、神経系理学療法Ⅰ、神経系理学療法Ⅱ、小児理学療法Ⅱ、高齢期理学療法Ⅰ、内科系理学療法Ⅰ、内科系理学療法Ⅱ、物理療法学、義肢装具学、生活支援系理学療法Ⅱ、地域リハビリテーション学、理学療法研究法、臨床特論

作業療法学科 【令和2年度以降入学生】

先修条件指定科目名	あらかじめ修得しておかなければならない科目の名称
総合実習 I	作業療法評価学実習、小児期作業療法学実習、身体機能作業療法学実習、精神機能作業療法学実習、高齢期作業療法学実習、内部障がい作業療法学、地域作業療法学 I、チーム医療論

(9) 出席と欠席

単位の修得には、すべての授業に遅刻・早退せず出席することが必須です。授業に出席することが、単位の修得の前提条件となります。

出席時間数とその科目の授業時間の3分の2、実習科目については5分の4に満たないものはその科目の定期試験を受けることができません。

病気その他の理由により3日以上連続して欠席するときは、事前に欠席届を教務学生課へ提出してください。ただし、あらかじめ届けることができないときはまず電話等で連絡し、後日提出してください。疾病による欠席が7日以上にわたるときは、医師の診断書の添付が必要です。

(10) 公欠

授業の欠席の理由がやむを得ない一定の事由であった場合は公欠とし、欠席としません。やむを得ない一定の事由は、次のとおりです。公欠により授業を欠席する場合は、証明する書類を添付して、欠席届を提出してください。

- ア 感染症に罹患した場合又は感染している恐れがある場合
- イ 公共交通機関の運休等により通学が困難である場合
- ウ 災害等により、通学不能となる場合
- エ 配偶者又は3親等以内の親族が死亡した場合
- オ 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- カ その他学長が必要と認める場合

(11) 臨時休講

山形市を含む地域に「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「大雪警報」、「暴風警報」又は「暴風雪警報」のいずれか一つの警報が発表され、かつ、JR奥羽本線の米沢駅から新庄駅までの区間において、列車（山形新幹線を除く）が運休又は運転見合わせとなった場合に、臨時休講の措置を講じます。午前7時の時点で、上記の状態となった場合は、第1時限目の授業は臨時休講となります。

授業の開始については、学内メール等でお知らせします。確認漏れがないようにしてください。

## (12) 既修得単位の認定

1年次に入学した学生及び3年次に編入学した学生が、本学に入学する前に、ほかの大学又は短期大学等で取得した単位を既修得単位として認定する申請を行うことができます。既修得単位として認定できる科目や単位数には制限があります。

## (13) 単位互換制度

在学中に、他の大学の科目を履修し単位を修得することで、本学の単位として認定する単位互換制度があります。提携している大学や履修できる科目には制限があります。

## 6 成績評価

成績は、科目担当教員が、シラバスに示した授業の到達目標に対する到達度によって評価します。各科目が示す到達目標を達成できるよう学修を深めてください。

### (1) 成績評価基準

成績評価基準は、以下のとおりです。A、B、C、Dを合格とし、単位が認定されます。

判定	評価	点数	基準
合格	A	100～90	到達目標を達成し、特に優れた成績を収めている
	B	89～80	到達目標を達成し、優れた成績を収めている
	C	79～70	到達目標を達成し、良好な成績を収めている
	D	69～60	到達目標を最低限達成している
不合格	F	59～0	到達目標を達成していない

### (2) 成績評価方法

評価方法は、授業形態や内容に合わせ、筆記試験、レポート、実技、討議、プレゼンテーションなどの方法の中のいずれか、または組み合わせて行われます。

定期試験の1回のみでなく、試験やレポートや提出物を複数回に分けて実施することもあります。

### (3) 試験

#### ① 定期試験

定期試験は各授業科目が終了する学期末に行います。試験の方法は、筆記試験、実技試験や論文提出等、シラバスに記載された方法で行われます。また、担当教員が必要と認めた場合は、適宜中間試験が行われます。試験は、期間中、複数回行うこともあります。

## ② 追試験

公欠と判断される理由によって、定期試験や再試験を受けることができなかった者は、担当教員の承諾を得て、追試験を受けることができます。追試験を受けようとする者は、担当教員の承諾を得た上で、その科目の試験が終了した後遅滞なく、やむを得ない理由を証明する書類を添えた追試験受験願を、教務学生課に提出してください。

## ③ 再試験

定期試験又は追試験で不合格となった者に対しては、1回を限度として再試験を行う場合があります。再試験を行う場合は事前に掲示しますので、指定の期日までにUNIPAにより「再試験受験願」を教務学生課に提出してください。なお、再試験の場合の評価は、原則として「D」又は「F」となります。

## (4) 成績の確認と不服申し立て

授業担当教員は、学生からの成績評価に対する質問・疑問点に、真摯に対応します。自身の成績評価に疑義があるときは、成績に対する確認を申請することができ、その回答内容に不服があるときは不服申立てをすることができます。ただし、F評価をD評価にして欲しいなど、成績評価の変更等を依頼することはできません。

## (5) GPA

GPAとは、履修登録した授業科目の評価であるグレード・ポイント（以下「GP」）の1単位当たりの平均値です。GPAは、次の計算式により、学期毎に算出します。

$$\frac{(\text{履修した授業科目のGP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和}}{(\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})}$$

※小数第3位を四捨五入

不合格となった科目を再履修した場合は、再履修による成績をGPAの対象とします。

GPAは、毎年度始めに履修登録した授業科目を対象として算出した学期GPA及び入学後に履修登録した全授業科目を対象として算出した累積GPAとします。

成績の評価に対するGPは、次のとおりです。

判定	合 格				不合格
評 語	A	B	C	D	F
G P	4	3	2	1	0

## 7 進級

効果的に学習できるように授業科目が体系的に配置されているため、各学年において定められている修得すべき科目と単位数を修得しなければ、次年次に進級できません。

## (1) 進級基準

進級基準は次のとおりです。

- (1) その学年末で修了する必修科目の全科目に合格していること。ただし、看護学科の保健師選択の場合、3年次、4年次開講の公衆衛生看護学の科目、及び助産師選択の場合、3年次、4年次開講の助産学の科目を必修と同等の扱いとする。
- (2) その学年末で修了する必修科目について未修得科目が1科目だけの場合に限り、仮進級について協議する。ただし、特別の事情により実施時期が年度をまたいだり、次年度に後ろ倒しした必修科目については、その学年末で修了する必修科目から除外して進級の認定を行うこととする。
- ※ 仮進級の学生については、未修得科目を担当教員の指示に従って履修する。

## 8 卒業要件

卒業するためには、4年（3年次編入生は2年）以上在学し、所定の授業科目を履修し、学科の区分に応じて次に定める単位を修得する必要があります。

看護学科 令和4年度以降入学生の卒業要件

区 分		看護学科
総合基礎教育科目	基礎演習	3単位 (うち必修3単位)
	自然と人間	4単位 (うち必修2単位)
	社会と文化	6単位
	語学	5単位
	上記に算入するもののほかすべての選択科目から	3単位
	学際	2単位 (うち必修2単位)
専門教育科目	専門基礎科目	25単位 (うち必修24単位)
	専門科目	93単位 ※ (うち必修75単位)
合 計		141単位

※ 助産師選択は「母子保健医療システム論（2単位）」を、保健師選択は「相互理解連携論（1単位）」と「まちづくり看護論（2単位）」を、必ず選択する必要があります。

理学療法学科・作業療法学科 令和2年度以降入学生の卒業要件

区 分		理学療法学科	作業療法学科
総合基礎教育科目	科学的思考の基盤	9単位 (うち必修7単位)	6単位 (うち必修4単位)
	人間と生活	6単位	6単位 (うち必修2単位)
	社会の理解	4単位 (うち必修2単位)	6単位 (うち必修2単位)
	語学	4単位	4単位
専門教育科目	専門基礎科目	32単位 (うち必修31単位)	32単位 (うち必修31単位)
	専門科目	75単位 (うち必修69単位)	76単位 (うち必修76単位)
合 計		130単位	130単位

## 9 国家試験受験資格

各学科の卒業要件単位を修得すると、看護学科は「看護師と保健師」又は「看護師と助産師」、理学療法学科は理学療法士、作業療法学科は作業療法士の国家試験の受験資格が与えられます。ただし、看護学科の男子学生及び編入生は、「看護師と保健師」の国家試験の受験資格に限られます。

これらの国家試験に合格すると、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士のいずれかになることができます。

保健師又は助産師になるためには、保健師又は助産師の国家試験に合格するとともに、看護師の国家試験にも合格しなければなりません。

## 10 卒業認定・学位授与

修業年限を満たし、卒業要件を満たすと、卒業が認定されます。卒業時に、看護学科は学士（看護学）、理学療法学科は学士（理学療法学）、作業療法学科は学士（作業療法学）の学位が授与されます。

## 11 不正行為の防止

学業上および研究活動における不正行為は、絶対に行ってははいけません。不正行為を行った場合は、この学期に履修登録しているすべての授業科目の単位は認定されません。そして、停学や退学の懲戒処分を行うことがあります。

### (1) 学業上の不正行為

学業上の不正行為とは、成績評価の対象となる筆記試験、レポート、実技、討議、プレゼンテーション等における不正な行動です。

筆記試験における不正行為の例は以下のとおりです。

- ・他人になりすまして受験すること
- ・使用が許可されていない教科書、参考書、ノート、ペーパーや資料を参照すること
- ・使用が許可されていない情報通信機器の使用すること
- ・他の学生の解答を見ることや写すこと
- ・他の学生に答案を見せること
- ・試験監督者の指示に従わないこと
- ・定期試験等に関する取扱いの第1条 受験上の心得を遵守しないこと

レポート・論文作成における、剽窃（ひょうせつ）・盗作は不正行為です。

剽窃・盗作とは、論文やレポートの作成において、引用した部分を具体的に示さず、また必要かつ適切な出典を明記せずに、活字媒体やウェブサイトから、他人の文章、アイデア、表現、その他を写すことです。

剽窃・盗作の例は以下のとおりです。

- ・他人のレポート・論文や書籍の多くの部分を自分のもののように転用すること
- ・他人のレポート・論文や書籍の文章の表現を変えて自分のもののように転用すること
- ・教員の指示や許可なく、他の学生と相談して作成すること
- ・引用する部分を明記しないこと
- ・出典や参照元を明記しないこと

## （2）生成系 A I の使用

生成系 A I が作成した文章を自分が作成したように見せかけることは不正行為です。レポートや論文作成の際の生成系 A I の使用にあたっては、使用方法等を担当教員と相談し指示を受けてください。

## （3）研究活動における不正行為

山形県立保健医療大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程第 4 条（3）の研究活動の不正行為を行ってははいけません。

研究における不正行為の例は以下のとおりです。

- 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 改ざん 得られた結果等を真正でないものに加工すること
- 盗用 他の研究者のアイデア、データ、研究結果、論文を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

## 12 学修支援

学生の皆さんが、充実した学生生活を送ることができるように、支援体制を整えています。

### (1) 相談窓口

保健室、学生相談室、ハラスメント相談室、学外カウンセラーによる相談といった、専門の相談を受け付けています。このほか、どこに相談したらよいかわからなかったり、学習に関すること、経済的な相談は教員や職員に遠慮なく相談してください。教員は、授業についての質問や勉強の方法、就職や将来の進路について相談にのるオフィスアワーを設けています。気軽に相談してください。

### (2) 学生相談

学生生活では、学業、友人関係、進路又は健康などの悩みごとが生じる場合があります。

本学では、学生生活に関する様々な悩みや問題について相談を受け、解決の糸口を見出し、明るく充実した学生生活を過ごすことができるよう学生相談室を設けています。相談内容については秘密厳守としていますので、気軽に相談してください。

相談員：本学教員6名（各学科2名）

### (3) ハラスメント相談

ハラスメント（嫌がらせ）とは、就学上（又は職務上）の関係を利用して、相手の意に著しく反する言動等を行い、不快感や就学上（又は職務上）の不利益を与えたり、就学（又は就労）環境を悪化させたりすることです。本学では、ハラスメントに関する苦情の申立及び相談に対応するため、ハラスメント相談室を設けています。ハラスメントを防止するためにも、気軽に相談してください。

相談員：本学教員男女各2名・事務局職員男女各1名・学生男女各3名

### (4) 学外の専門家によるカウンセリング

本学教員による学生相談（上記（2））に加え、学外の専門家（臨床心理士）によるカウンセリングも行っています。学生相談同様、様々な悩みや問題について相談することができます。こちらも秘密厳守としていますので、気軽に相談してください。

相談員：学外者1名 相談日：月1回設定

### (5) 合理的配慮

障がいや疾病の有無に関わらずすべての学生が公平で平等に学修を進めることができるよう、障がいや疾病をもつ学生に、必要な配慮を大学が行う制度です。合理的配慮を希望する場合は、教務学生課に相談してください。

## 13 学籍

学生に関する必要な事項は学籍簿に記載され、学籍簿は学生証をはじめ、諸証明の発行の基礎となります。学生には学籍番号が与えられ、学生証に記載されます。学籍番号は、入学年（西暦）、学科、番号を表しており、入学してから卒業するまで変わらず、諸届・諸願出等の学内手続きの際には、氏名等とともに記載する必要があります。

住所、電話番号、氏名等が変わったり、保証人に異動があったりした場合は、速やかにUNIPAで「届出事項異動届」を教務学生課に提出してください。正確な住所が届けられていないと、本学からの緊急な連絡ができないこととなりますので注意してください。

#### (1) 休学・復学

疾病その他やむを得ない事情により、引き続き2か月以上にわたり修学することができない学生は、「休学願」を学長に提出し、許可を受けて休学することができます。この場合、休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付してください。

休学期間は1年を超えることはできませんが、特別の事情がある場合は1年を限度として延長することができます。ただし、休学期間は通算して4年を超えることはできません。なお、休学期間は在学年数には算入されません。

休学期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、「復学願」を学長に提出し、許可を受けて復学することができます。

「休学願」又は「復学願」を提出しようとする場合は、あらかじめ各学科の教員に十分相談した上で、教務学生課に提出してください。なお、「復学願」については、復学しようとする日の1か月前を目安に提出してください。

#### 休学した場合の授業の履修について

- (1) 学期の初めから休学した場合は、当該学期の授業を履修することができません。
- (2) 学期途中で休学した場合は、当該学期の履修科目に係る単位は認定できません。
- (3) 通年科目については、当該学年に休学した期間がある場合は、単位を認定できません。

#### (2) 転学

本学から他の大学等に転学しようとするときは、「転学願」を学長に提出し、許可を受けなければなりません。

#### (3) 留学

外国の大学又は短期大学に留学しようとするときは、「留学願」を学長に提出し、許可を受けなければなりません。許可を受けて留学した期間は、在学期間に含めることができます。

#### (4) 退学

何らかの事情により退学しようとするときは、「退学願」を学長に提出し、許可を受けなければなりません。

「退学願」を提出しようとする場合は、あらかじめ各学科の教員に十分相談した上で、教務学生課に提出してください。

(5) 除籍

次のいずれかに該当する学生は除籍されます。

- ア 8年在学しても卒業できない者
- イ 休学期間が満了しても復学できない者
- ウ 死亡又は行方不明となった者
- エ 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(6) 表彰

学生が表彰に値する行為を行ったときは、学生顕彰規程に基づき、学長がその者を表彰することがあります。

(7) 懲戒

学生が本学の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、学長が訓告、停学又は退学の懲戒処分をする場合があります。

退学は、次のいずれかに該当する学生に対して行われます。

- ア 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- イ 学力が劣り成業の見込みがないと認められる者
- ウ 正当な理由がなく授業に出席しないことが常である者
- エ 本学の秩序を乱す等、学生としての本分に著しく反した者